

事 務 連 絡
平成30年7月30日

高圧ガス保安協会 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条に基づく「高圧ガス保安法」における措置について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第4条に基づき「高圧ガス保安法」（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願い致します。

<担当者の連絡先>

（部局）経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室

（電話）03-3501-1706

（メール）koatsu-gas@meti.go.jp

以上

(別添)

■法第4条関係

措置名	保安検査の期限延長
根拠法（条項）	●高圧法 第35条第1項 ●一般高圧ガス保安規則 第79条第2項 等
現行法で定められた期限	1年に1回 等
期限の延長期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に保安検査の期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
適用地域	【高知県】 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町 【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町 【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町 【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町 【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町 【兵庫県】 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町

	<p>【愛媛県】 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【岐阜県】 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町</p> <p>【福岡県】 飯塚市</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【山口県】 岩国市</p>
措置の内容	<p>高圧ガス保安法では、高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するため、高圧ガスの製造施設について、都道府県知事等が実施する保安検査を定期的に受ける必要がある。</p> <p>今般の「平成30年7月豪雨」の発生に伴い、被災地域の高圧ガス事業者が、期限までに保安検査を受けることができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>

■法第4条関係

措置名	事故届等の報告期限延長
根拠法（条項）	●高圧法 第74条第4項 ●一般高圧ガス保安規則 第98条の2第1項 等
現行法で定められた期限	事故発生の日から10日以内 等
期限の延長期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に事故届出等の期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
適用地域	<p>【高知県】 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町</p> <p>【愛媛県】</p>

	<p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【岐阜県】</p> <p>高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市、邑智郡川本町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p>
措置の内容	<p>高圧ガス保安法では、高圧ガスについて災害等が発生した場合、高圧ガスに係る事業者は、都道府県知事等にその旨を届け出るとともに、当該届出を受理した都道府県知事は、事故の規模に応じて定められた期限までに産業保安監督部長に報告する必要がある。</p> <p>「平成30年7月豪雨」被災地域において高圧ガスに係る事故が発生した場合、期限までに事故の報告を行うことができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>